八幡市中学校給食配送業務委託仕様書

１．総則

（１）八幡市（以下「発注者」という。）が委託する中学校給食配送業務について、受託者（以下「受注者」という。）は、この仕様書に従い業務を行うものとする。

（２）この仕様書は、業務の大要を示すものであり、この仕様書に示されていない事項については発注者との協議のもと契約金額の範囲内で実施することとする。

（３）受注者は、貨物自動車運送事業法に基づく、一般貨物自動車運送事業の許可を得ていること。

（４）受注者は、学校給食法、学校給食衛生管理基準、食品衛生法等を参考に、学校給食の趣旨を十分理解し、学校給食の円滑な実施に協力すること。

２．委託期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで（５年間）

３．配送業務を行う場所等

親　　校	子　　校
中央小学校 （八幡市八幡小松 77 番地）	男山中学校 （八幡市八幡柿木垣内 18 番地）
	男山第三中学校 （八幡市男山笹谷３番地）
くすのき小学校 （八幡市男山金振９番地）	男山第二中学校 （八幡市男山石城３番地）
有都小学校 （八幡市内里北ノ山 31 番地）	男山東中学校 （八幡市内里砂畠１番地の１）

※親校とは、他校分の給食を調理する学校をいう。

※子校とは、親校から給食が配送されてくる学校をいう。

４．業務内容

（１）各親校で調理した給食及び食器類等を格納したコンテナを指定の場所から配送車に積載し、発注者の指定する時間内に各子校に配送する。給食終了後は、使用済みの食器・食缶類等を格納したコンテナを各子校から回収し、発注者の指定する時間内に各親校へ返送する。

（２）別紙１を参考にし、必ず所定の時間内に子校へ配送すること。各子校へ配送するコンテナ台数は、別表２を参照すること。なお、学級数の変動等により、台数が変更となる可能性がある。

（３）車両の配送経路は、別紙２を基本とするが、実際の配送経路は、発注者と受注者の協議により取り決めることとする。ただし、工事等により迂回を要する場合や配送時

刻に支障をきたす恐れがある場合等は、緊急的に配送経路を変更することができる。

（４）学校敷地内及び通学路においては、児童生徒等に最大限の注意を払い、事故防止に努めること。

（５）コンテナの動線上に段差や点字ブロック等がある場合は、マット等を敷くなど、コンテナが破損しないよう、また騒音が出ないように配慮すること。

５．委託料の支払い

委託料は、契約金額を 55 ヶ月（１年度あたり８月を除く４月～翌年３月までの 11 ヶ月×５ヶ年）で割った金額を、８月を除く月毎に支払うものとし、端数が生じた場合は、最終月で調整する。

６．業務日数

業務日は、中学校の給食実施日とし、１年度あたり 193 日程度を予定する。

７．業務時間

業務時間は、別紙１に準じ、午前 10 時 30 分～午後３時 00 分を基本とする。

８．配送車両

受注者は、本業務が適切に実施できる配送車両（以下、車両という）を受注者の責任で準備し業務に用いること。なお、車両の準備・管理・運行等に係る一切の経費は受注者の負担とする。

車両は以下（１）～（９）の条件を満たすものであること。

（１）車両には給食入り食缶や食器等を収納したコンテナを格納可能な荷室を備えていること。コンテナの大きさは別表１を参照すること。

（２）荷台後尾には、コンテナを昇降できる昇降機（テールゲートリフター）が付いていること。

（３）配送経路を確認のうえ確実に通行可能な大きさのものであること。

（４）給食入り食缶や食器等を格納したコンテナが 10 台以上積載可能であること。

（５）車両の荷室は風雨、塵、埃を完全に防げること。配送中、コンテナが動かないよう固定装置を装備すること。

（６）車両は法定点検整備したものであること。また、自動車検査証の写しを配送業務開始までに学校教育課へ提出することとし、委託期間中に更新等した場合はその都度提出すること。

（７）使用する車は、衛生的な環境で保管すること。また、車本体、車の荷室内部は、常に洗車、清掃して清潔にするとともに、適切に整備、点検等を行い配車すること。なお、車の荷室に業務上必要な物以外は積まないこと。

（８）本業務中に車本体およびコンテナ内が汚れて緊急に洗車、清掃を必要とするとき以外は、業務履行場所において洗車、清掃をしないこと。

（９）受注者は、車両が故障または交通事故その他の理由により配送に支障をきたす場合は、速やかに代替えの車両を配車するなどの適切な措置を講じ、本業務を休止させてはならない。

９．業務従事者

（１）受注者は発注者に対して、業務従事者を予め書面（様式１）にて届け出ること。また、変更がある場合には、その都度書面にて届け出ること。

（２）業務遂行上の責任者として、業務責任者を選出し、業務の指揮監督に当たらせること。

（３）業務従事者の健康・衛生管理

① 受注者は、業務従事者に対し、年１回健康診断を行うこと。

②受注者は、業務従事者に対し、毎月２回の検便（赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌血清型O157）を実施し、発注者に報告すること。なお、検便で陽性反応が現れた業務従事者については、本業務に従事させてはならない。また、別表４を参考に、発注者が契約する業者と下記の条件で実施することができる。

ア　発注者の指定する日、指定する場所に検便を提出すること。

イ　検査に係る費用は、受注者が検便業者に支払うこと。

③ 業務従事者は、常に食品の運搬に適した清潔服装（不織布マスク、白衣、帽子、履物等）を着用するとともに、適宜アルコールで手指等の消毒を行うこと。

④ 下痢、嘔吐、発熱、化膿性疾患、伝染性疾患等の者を従事させてはならない。

10．遵守事項

（１）配送業務に当たっては関係法令を遵守し、受注者の都合により業務に支障が無いよう配慮するとともに、その責任を負うものとする。

（２）受注者は、実際に配送経路等を確認し、必要に応じて発注者と調整を行ったうえで業務に臨むこと。

（３）受注者は、業務履行にあたり苦情があった際には速やかに対応し、発注者に報告すること。なお、対応が困難な事例については、発注者と協議して対応すること。

（４）業務の履行に鍵等が必要な場合は、発注者が受注者に預託し、受注者は預託された鍵等を適正に保管すること。

（５）業務の履行にあたり、本仕様書に無い事例が発生したときは、受注者は誠意をもって発注者と協議し、学校給食の運営に支障の無いように善処すること。

11．連絡体制

緊急時に備え、連絡体制・事故処理体制を明確にしておくこと。緊急事態が発生した場合は、適切な措置を講じ、発注者へ報告しなければならない。また、業務責任者とは常に連絡が取れるようにすること。

12．事故等への対応

（１）業務従事者に生じた災害については、受注者は責任をもって管理すること。

（２）業務従事者の労務管理については、受注者が責任をもって管理すること。

（３）本業務中に生じた事項等による損害については、全て受注者の負担とし、誠意をもって完全な解決を行うとともに発注者に書面にて報告すること。

13. 業務月報

受注者は業務のあった月の翌月 10 日までに業務月報（様式４）を作成し、業務従事者衛生点検票（様式２）と配送記録票（様式３）を添え、発注者へ報告しなければならない。

別表１（コンテナの寸法・重量）

コンテナ仕様	寸法	重量
４段	W1000 ㎜×D730 ㎜×H1460 ㎜	260 kg
３段	W1000 ㎜×D730 ㎜×H1130 ㎜	200 kg

※重量は、給食や食器が格納された状態の最大の重量。

別表２（コンテナの台数）

親校	子校	コンテナ仕様・台数
中央小学校	男山中学校	３段・１台 ４段・６台
中央小学校	男山第三中学校	４段・７台
くすのき小学校	男山第二中学校	３段・３台 ４段・５台
有都小学校	男山東中学校	３段・３台 ４段・４台

※令和８年度の配送に使用するコンテナの状況（最大積載数）。

※学級数の変動により、コンテナ台数が変更となる可能性がある。

別表３（子校の給食時間）

子校	通常校時	短縮校時
男山中学校	12：40～13：10	12：20～12：50
男山第二中学校	12：20～12：55	12：20～12：55
男山第三中学校	12：45～13：20	12：25～13：00
男山東中学校	12：40～13：15	12：20～12：55

※令和８年度の時間設定のため、変更となる可能性がある。

別表４（過去３年間の検便単価）

令和６年６月～令和７年５月	102 円／件（税込）
令和７年６月～令和８年５月	93 円／件（税込）
令和８年６月～令和９年３月	102 円／件（税込）